

市内障害福祉サービス事業者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

障害福祉サービス事業所に対する行政処分及び
利用者が継続的にサービスを受けるための支援について

本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分を決定いたしました。

公費を財源として運営されている制度において、不正に報酬請求し、受け取ることは、利用者の信頼を失うのみならず、制度に対する市民の信頼を損ないかねないため、絶対に許されることではありません。各事業者におかれましても、運営基準をはじめとした法令を遵守し、適正な事業運営を行うよう、一層の徹底をお願いします。

なお、指定取消の決定を行った事業所につきましては、当該グループホーム利用者が継続的にサービスを受けるための支援を行ってまいります。

記

1 行政処分について

(1) 処分の対象となる事業者及び事業所

ア 事業者

名 称	代表取締役	所在地
株式会社恵	中出 了輔	東京都港区芝五丁目3番2号 + SHIFTM ITA6F

イ 事業所

区 分	所在地	サービスの種類
グループホーム ふわふわ	愛知県名古屋市緑区桶狭間南1412番地	共同生活援助
グループホーム ふわふわ北	愛知県名古屋市北区中味鏡三丁目1003番 地の1	共同生活援助
グループホーム ふわふわ守山	愛知県名古屋市守山区大字上志段味字道 光331番地	共同生活援助
グループホーム ふわふわ天白	愛知県名古屋市天白区大根町33番地	共同生活援助
グループホーム ふわふわ港	愛知県名古屋市港区船頭場一丁目137番 地の1	共同生活援助
グループホーム ふわふわ小賀須	愛知県名古屋市港区小賀須四丁目809番 地	共同生活援助

(2) 処分事由及び処分内容

区 分	不正請求	監査等での 実態と異なる 書類提出	実態と異なる 申請・届出	経済的 虐待	処分内容 (効力発生日)
グループホーム ふわふわ	○	○	○	○	指定取消 (8月31日)
グループホーム ふわふわ北	○	○	—	○	指定取消 (12月1日)
グループホーム ふわふわ守山	○	○	—	○	指定取消 (12月1日)
グループホーム ふわふわ天白	○	—	○	○	指定取消 (12月1日)
グループホーム ふわふわ港	○	—	—	○	一部効力停止6月 (8月1日)
グループホーム ふわふわ小賀須	○	—	○	—	一部効力停止12月 (8月1日)

※ 具体的な処分事由は別紙1のとおり。

(3) 本市に対する返還金額

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、当該給付費の40%を加算した額を返還するよう、名古屋市が事業者に命じ、これを徴収します。

区 分	不正請求額 (A)	加算金 (B)	返還金額(A+B)
グループホーム ふわふわ	36,562,411 円	14,624,964 円	51,187,375 円
グループホーム ふわふわ北	14,538,575 円	5,815,430 円	20,354,005 円
グループホーム ふわふわ守山	12,680,802 円	5,072,320 円	17,753,122 円
グループホーム ふわふわ天白	11,258,135 円	4,503,254 円	15,761,389 円
グループホーム ふわふわ港	15,589,524 円	6,235,809 円	21,825,333 円
グループホーム ふわふわ小賀須	1,203,473 円	481,389 円	1,684,862 円
合計	91,832,920 円	36,733,166 円	128,566,086 円

※ 年度毎の不正請求額は別紙2のとおり。

※ 他に本市以外の23市町村の支給決定者に係る不正請求額が35,989,137円(概算)あります。

2 利用者が継続的にサービスを受けるための支援

(1) 行政指導の実施

以下の内容について、株式会社恵に対し令和6年6月26日付行政指導を実施するとともに、本市に逐次報告をするよう求めました。

- ・速やかに利用者、家族等に現在の状況等について懇切丁寧な説明を行うこと
- ・利用者の希望を踏まえ、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと
- ・利用者支援に関する計画書を事業所毎に提出すること
- ・事業譲渡を検討する場合には、速やかに本市に報告するとともに、外部の有識者の意見を反映するなど、客観性の確保及び譲渡先での法令順守の徹底を図ること
- ・利用者に対する支援が成り立たなくなることを防ぐよう、全ての従業員に対して丁寧に説明を行うとともに、必要な措置を講じること 等

(2) 利用者やその家族への不安を解消するための対応

令和6年5月に設置した専用相談窓口を引き続き運営します。

※参考 名古屋市が設置している専用グループホーム相談窓口
専用電話番号：0120-238-066（通話料不要）
ファックス番号：052-972-4149
受付時間：月曜日から金曜日（祝日除く）、午前9時から午後7時

(3) 利用者支援チームによる支援

利用者支援チームを立ち上げ、以下の取り組みを行います。

- ・障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、学識経験者、専門支援員及び名古屋市職員等を「利用者支援チーム」として構成し、利用調整支援や情報共有等を行う「利用者支援会議」を新たに設置
- ・利用者支援チームは、利用者のサービス等利用計画を作成する事業所と共に、利用者の状況把握及び今後のサービス利用意向を確認し、移行調整等必要な支援を実施

(4) 利用者の受入体制の確保

利用者の受け入れ体制を確保するため、以下の取り組みを行います。

- ・障害者グループホーム、短期入所など幅広い障害者施設等へ、利用者受け入れの協力依頼を実施
- ・利用者受け入れ可能な施設を本市で集約し、情報を相談支援事業所等へ提供
- ・愛知県の地域アドバイザーとの連携した利用者支援調整

(5) その他

障害者グループホーム利用者への支援体制（別紙3）

【担当】

障害者支援課（推進担当）	972-2558
（事業者指定担当）	972-3965
（事業者指導担当）	238-0567

処分の原因となる事実

(1) 「グループホームふわふわ」(事業所番号 2328500075)

- ア 法第 10 条第 1 項に基づく実地調査及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)第 11 条第 1 項に基づく立入調査において、食材料費を過大徴収していたという事実が認められ、これによって障害者から不当に財産や金銭を使用した等の経済的虐待があったと判断されていることから、障害者虐待防止法第 2 条第 7 項第 5 号に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」に該当し、法第 42 条第 3 項における人格尊重義務に違反した。(法第 50 条第 1 項第 3 号に該当)
- イ 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(以下「報酬告示」という。)に定める単位数表に基づき請求すべきところ、世話人及び夜間支援従事者の配置数に変更があっても、報酬告示に定める単位数で請求することなく、変更前の人員配置に基づく単位数のまま訓練等給付費の請求を行った。(法第 50 条第 1 項第 6 号に該当)
- ウ 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、報酬告示に定める単位数表に基づき請求すべきところ、サービス管理責任者を適切に配置していない状態であったにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を適用せず、訓練等給付費の請求を行った。(法第 50 条第 1 項第 6 号に該当)
- エ 令和 2 年 12 月 16 日の法第 48 条第 1 項に基づく監査により提出を命じた書類について、実態と異なる従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、出勤簿を提出した。更に、令和 5 年 2 月 13 日に実施した法第 48 条第 1 項に基づく監査における提出書類について、実態と異なる出勤簿を提出した。(法第 50 条第 1 項第 7 号に該当)
- オ サービス管理責任者を適切に配置していない状態であったにもかかわらず、サービス管理責任者を配置しているものとして平成 31 年 3 月 8 日、令和元年 8 月 8 日に変更届書を提出した。(法第 50 条第 1 項第 11 号に該当)

(2) 「グループホームふわふわ北」(事業所番号 2327300279)

- ア 法第 10 条第 1 項に基づく実地調査及び障害者虐待防止法第 11 条第 1 項に基づく立入調査において、食材料費を過大徴収していたという事実が認められ、これによって障害者から不当に財産や金銭を使用した等の経済的虐待があったと判断されていることから、障害者虐待防止法第 2 条第 7 項第 5 号に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」に該当し、法第 42 条第 3 項における人格尊重義務に違反した。(法第 50 条第 1 項第 3 号に該当)
- イ 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、報酬告示に定める単位数表に基づき請求すべきところ、世話人及び夜間支援従事者の配置数に変更があっても、報酬告示に定める単位数で請求することなく、変更前の人員配置に基づく単位数のまま訓練等給付費の請求を行った。(法第 50 条第 1 項第 6 号に該当)
- ウ 令和 5 年 3 月 1 日に実施した法第 10 条第 1 項に基づく実地指導における提出書類について、実態と異なる従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を提出した。(法第 50 条第 1 項第 11 号に該当)

(3) 「グループホームふわふわ守山」(事業所番号 2327600215)

- ア 法第 10 条第 1 項に基づく実地調査及び障害者虐待防止法第 11 条第 1 項に基づく立入調査において、食材料費を過大徴収していたという事実が認められ、これによって障害者から不当に財産や金銭を使用した等の経済的虐待があったと判断されていることから、障害者虐待防止法第 2 条第 7 項第 5 号に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」に該当し、法第 42 条第 3 項における人格尊重義務に違反した。(法第 50 条第 1 項第 3 号に該当)
- イ 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、報酬告示に定める単位数表に基づき請求すべきところ、世話人及び夜間支援従事者の配置数に変更があっても、報酬告示に定める単位数で請求することなく、変更前の人員配置に基づく単位数のまま訓練等給付費の請求を行った。(法第 50 条第 1 項第 6 号に該当)
- ウ 令和元年 12 月 26 日に実施した法第 10 条第 1 項に基づく実地指導における提出書類について、実態と異なる従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を提出した。(法第 50 条第 1 項第 11 号に該当)

(4) 「グループホームふわふわ天白」(事業所番号 2326400195)

- ア 法第 10 条第 1 項に基づく実地調査及び障害者虐待防止法第 11 条第 1 項に基づく立入調査において、食材料費を過大徴収していたという事実が認められ、これによって障害者から不当に財産や金銭を使用した等の経済的虐待があったと判断されていることから、障害者虐待防止法第 2 条第 7 項第 5 号に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」に該当し、法第 42 条第 3 項における人格尊重義務に違反した。(法第 50 条第 1 項第 3 号に該当)
- イ 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、報酬告示に定める単位数表に基づき請求すべきところ、世話人及び夜間支援従事者の配置数に変更があっても、報酬告示に定める単位数で請求することなく、変更前の人員配置に基づく単位数のまま訓練等給付費の請求を行った。(法第 50 条第 1 項第 6 号に該当)
- ウ 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、報酬告示に定める単位数表に基づき請求すべきところ、サービス管理責任者を適切に配置していない状態であったにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を適用せず、訓練等給付費の請求を行った。(法第 50 条第 1 項第 6 号に該当)
- エ サービス管理責任者を適切に配置していない状態であったにもかかわらず、サービス管理責任者を配置しているものとして令和 5 年 2 月 28 日、令和 5 年 8 月 14 日に変更届書を提出した。(法第 50 条第 1 項第 11 号に該当)

(5) 「グループホームふわふわ港」(事業所番号 2321200160)

- ア 法第 10 条第 1 項に基づく実地調査及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)第 11 条第 1 項に基づく立入調査において、食材料費を過大徴収していたという事実が認められ、これによって障害者から不当に財産や金銭を使用した等の経済的虐待があったと判断されていることから、障害者虐待防止法第 2 条第 7 項第 5 号に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」に該当し、法第 42 条第 3 項における人格尊重義務に違反した。(法第 50 条第 1 項第 3 号に該当)

イ 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「報酬告示」という。）に定める単位数表に基づき請求すべきところ、世話人及び夜間支援従事者の配置数に変更があっても、報酬告示に定める単位数で請求することなく、変更前の人員配置に基づく単位数のまま訓練等給付費の請求を行った。（法第 50 条第 1 項第 6 号に該当）

(6) 「グループホームふわふわ小賀須」（事業所番号 2321200236）

ア 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「報酬告示」という。）に定める単位数表に基づき請求すべきところ、世話人及び夜間支援従事者の配置数に変更があっても、報酬告示に定める単位数で請求することなく、変更前の人員配置に基づく単位数のまま訓練等給付費の請求を行った。（法第 50 条第 1 項第 6 号に該当）

イ 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、報酬告示に定める単位数表に基づき請求すべきところ、サービス管理責任者が他業務を兼務しており、個別支援計画も作成できていないなど、サービス管理責任者を適切に配置していない状態であったにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費の請求を行った。（法第 50 条第 1 項第 6 号に該当）

ウ サービス管理責任者を適切に配置していない状態であったにもかかわらず、サービス管理責任者を配置しているものとして令和 5 年 7 月 1 日付で指定を受け、かつ、令和 5 年 8 月 14 日に変更届書を提出した。（法第 50 条第 1 項第 9 号及び第 11 号に該当）

障害者グループホーム利用者への支援体制

